# 「真の地方分権型社会」の実現に向けて

全国知事会 栃木県知事 福田 富一



## 本日のテーマ

- 1 地方分権改革① ~本県における改革の成果の活用~
- 2 地方分権改革② ~第4次一括法案等~
- 3 地方分権改革の総括と展望

~改革の目指すべき方向について~



### 1 地方分権改革① ~本県における改革の成果の活用等~

- 1 義務付け・枠付けの見直し
- 〇 見直しにより本県独自の基準を設定
- 例: ①特定公園施設の設置について、高齢者、障害者等の利用に配慮したバリアフリー化の基準を規定
  - ②福祉施設等において策定する非常災害に備えるための具体的計画の定期的な検証を義務化
  - ③児童福祉施設において人権擁護、虐待防止に関する責任者の設置等の体制整備を努力義務化

#### 2 基礎自治体への権限移譲

- ○「条例による事務処理の特例制度」を活用した権限移譲の推進
  - ・権限移譲基本方針及び推進計画の策定(平成18年度~)
  - •移譲実績:119法令 1,993事務 (H26.5.16現在)

例:パスポートの申請受理と交付に関する権限を県内全市町に移譲

#### 3 改革の意義を広く情報発信

〇 地方分権改革の意義や取組に対する県民の理解促進のため、県内各地で「地方分権・地方自治フォーラム」を開催(平成21年度~)



### 2 地方分権改革② ~第4次一括法案等~

#### 1 第4次一括法案

- 〇 早期成立による地方分権改革の更なる進展を期待
- 国から地方への事務・権限の移譲等が円滑に進むよう、地方の意見を十分に反映し、以下について万全を期してもらいたい
  - ・確実な財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等 に関する具体的な検討と調整

#### 2 直轄道路•河川

- 〇 現在、国と地方との個別協議が進められているところ
- 移譲に伴う財源措置については、移譲の受入れの前提となるものであることから、 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決 定)に明記された財源措置を確実に講じること



### 3 地方分権改革の総括と展望(1)

~改革の目指すべき方向について~

#### 真に自立した地方をつくるための改革の推進

- ○改革は未だ道半ば
  - (権限移譲[実施率69%] 義務付け・枠付けの見直し[実施率74%、「従うべき基準」の多用])
- 〇 地方の自立のためには、税財源の充実が大前提

#### 目指すべき方向 = 「真の分権型社会」の実現

地方が自らの判断と責任において、住民や地域のニーズに応じた施策を推進

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲)
- 簡素で効率的な行政の 確立
- 住民に身近なところ(= 市町 村)に権限を集約することを 基本
- 2 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)
- 見直しの量だけでなく、<mark>質が</mark> 重要
- 例: 福祉施設に配置する職員 の数、居室面積等につい て地方の裁量拡大

「提案募集方式」等の活用による地方からの発意

- 3 地方税財源の充実 強化
- 〇 地方の担う役割に見合った 税財源の充実確保が大前提
- 税源の偏在性が小さく、税収 が安定的な地方税財政制度 の構築
- 〇地方交付税の<mark>所要額の安定</mark> 的確保



### 3 地方分権改革の総括と展望②

#### ~改革の目指すべき方向について~

#### 4 重要な政策分野に関する改革

- (1)ハローワークの地方移管
- 〇 ハローワークの求人情報の地方自治体へのオンライン提供(平成26年9月開始)
- ○「ハローワーク特区(埼玉県・佐賀県)」や「一体的取組」等の成果を検証し、地方 移管を進めること
- (2)農地転用の許可権限の移譲
- 優良農地の確保と地域経済の活性化の両立を可能とするため、農地転用に関する事務・権限を地方に移譲すること
- 地方六団体では、「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」を設置し、夏 を目途に国に対する提言を取りまとめる予定

